

令和7年

幸手市役所庁舎整備
調査特別委員会

令和7年4月25日 開会

令和7年4月25日 閉会

幸手市議会

幸手市役所庁舎整備調査特別委員会

委 員

木 村 治 夫	委 員 長	坂 本 達 夫	副 委 員 長
高 野 優 一	委 員	小 泉 圭 司	委 員
宮 澤 大 地	委 員	芦 葉 弘 志	委 員
四 本 奈緒美	委 員	小 林 英 雄	委 員
松 田 雅 代	委 員	小 河 原 浩 和	委 員
青 木 章	委 員	藤 沼 貢	委 員
大 平 泰 二	委 員		

オブザーバー

枝久保 喜八郎	議 長	本 田 謠 子	副 議 長
---------	-----	---------	-------

説 明 者

総 合 政 策 部 長	春 田 松 司
政 策 課 長	中 野 仁 美
政 策 課 主 査	小 野 寺 学
政 策 課 主 査	小 寺 翔
政 策 課 主 任	矢 崎 勇 生
政 策 課 主 任	日 高 未 奈 子
財 政 課 長	山 本 悟
財 政 課 主 査	市 村 弘 憲

事 務 局

議 会 事 務 局 長	木 村 博
主 席 主 幹	市 川 孝 之
主 査	細 淵 和 眞

○委員 長 開会を宣する。

(午前 10 時 00 分)

○委員 長 本日は、委員の皆様にはご出席ありがとうございます。

ただいまの出席委員は14名です。

なお、藤沼委員においては遅れるということで報告がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに幸手市役所庁舎整備調査特別委員会を開会いたします。

本日は、総合政策部長、政策課長及び財政課に出席いただき、幸手市庁舎整備基本構想について説明及び質疑応答を行います。

質疑については最後にまとめて行いますので、挙手をお願いいたします。

それでは、政策課長、説明をお願いいたします。

○政策課長 それでは、令和6年12月に策定した幸手市庁舎整備基本構想の概要についてご説明申し上げます。

昨年の9月24日に基本構想素案をご説明した内容と重複しますが、ご承知おきください。

市役所本庁舎は、昭和42年の竣工から55年以上が経過しており、建物本体に加え設備の老朽化が進んでおります。また、平成23年度に実施した耐震診断結果により耐震性能が不足していることから市庁舎整備に向けて事業を進めており、昨年度に庁舎整備の基本的な方向性を示す基本構想を策定してございます。

基本構想の作成に当たりましては、市の現況把握や課題を洗い出すとともに、庁舎に求められる機能などについて整理するため、市民ワークショップの開催や市民アンケートを実施し、多くの市民の皆様から意見を取り入れる取組を行いました。

庁内の取組といたしましては、職員ワークショップの開催や職員アンケートを実施するとともに、副市長及び部長級職員で構成する庁内検討委員会においても検討を重ねてまいりました。

市議会の皆様には、令和5年12月に基本構想策定事業の流れをご説明し、令和6年5月の議員全員協議会におきましてワークショップの開催などのご報告をさせていただいたところです。さらに、同年9月の議員全員協議会におきまして、基

本構想素案の説明及び市議会議員の皆様への意見聴取、パブリックコメントの実施をご説明させていただきました。また、附属機関として、知識経験を有する者などから成る幸手市庁舎の在り方検討審議会を設置いたしまして、ご意見を伺いながら作成を進めたものでございます。

それでは、これまでの作成の経緯について順次ご説明申し上げます。

作成に当たりましては、まずワークショップを開催してございます。市民ワークショップについては、第1回を令和6年2月18日に開催をし、「幸手市の未来をみんなで考える」と題しまして34名の市民の方にご参加いただきました。次に、第2回を令和6年3月30日に開催し、新庁舎のアイデアをみんなで考えるとしまして44名の方にご参加いただきました。

また、職員も同様にワークショップを実施いたしまして、第1回を令和6年3月26日に開催をしてございます。庁舎整備コンセプトについて考えると題し、35名が参加しました。次に、ワークショップ最後となる第2回を令和6年4月16日に開催し、庁舎の機能、規模、候補地について考えるとして35名が参加をいたしました。

続きまして、アンケートを実施してございます。まず、市民アンケートについて、令和6年3月22日から4月7日にかけて、18歳以上の幸手市民2,000人を対象として実施いたしました。回収数は868票、改修率は43.4%でございました。

また、職員アンケートも実施してございます。こちらについては令和6年3月27日から4月10日にかけて、職員368人を対象として実施してございます。回収数は260票、回収率は70.7%でございました。

ワークショップやアンケートについては、調査報告書として取りまとめて、基本構想と併せて議員の皆様の方には配布をさせていただいております。

次に、幸手市庁舎の在り方検討審議会についてご説明申し上げます。

幸手市庁舎の在り方検討審議会は、庁舎の機能、規模等に関する事項、庁舎の整備に関する事項等を調査、審議するために設置し、知識経験を有する者、地域団体等の代表者、公募市民の合計13人で構成されてございます。令和6年1月から11月にかけて計5回の会議を開催し、市庁舎のこれまでの経緯や基本構想の策定事業の概要について説明するとともに、アンケートやワークショップをはじめとする調査結果の報告を行いました。また、各調査結果などを踏まえた基本構想

に対して慎重にご審議をいただき、様々なご意見をいただいた後に答申をいただきました。

それでは、幸手市庁舎基本構想について、その中身をご説明申し上げます。

まず、基本構想の構成ですが、お手元の構想を1ページめくっていただきまして目次をご覧ください。基本構想は、1、現況と課題、2、基本理念及び基本方針、3、庁舎に必要な機能、4、庁舎に必要な規模、5、事業手法、6、整備候補地の選定、7、整備候補地の検証、そして、参考資料、用語集の9つで構成してございます。

それでは、内容について、1、現況と課題から順に概要をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。初めに、1-1、市の現況について、市の地勢や市の人口の動向及び将来人口について記述しており、第2期幸手市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口推計によると、令和42年には3万4,478人になる見込みと記述してございます。

3ページをご覧ください。3ページの1-2、現庁舎等の概要について、本庁舎、第2庁舎及び保健福祉総合センターの竣工年、敷地面積、延べ床面積などの概要を記述してございます。

4ページから6ページの1-3、現庁舎の現況と課題について、平成23年度に実施した本庁舎の耐震診断結果、耐震性が不足していること、本庁舎の建物が老朽化していること、バリアフリーなどの対応が不十分であることや庁舎機能が現庁舎と保健福祉総合センターと離れていることなどの課題を挙げてございます。

7ページをご覧ください。1-4、庁舎整備の必要性について、これまでの現況及び課題のとおり、来庁者や職員の安全性、災害時の防災拠点機能などを確保する観点から、早急に庁舎の整備を進める必要があるとしてございます。

続きまして、2、基本理念及び基本方針についてご説明申し上げます。8ページをご覧ください。初めに、2-1、調査結果まとめについて、ワークショップやアンケートなどの調査結果の取りまとめについて記述してございます。

次に、基本理念及び基本方針について、10ページをご覧ください。2-2、基本理念について、第6次幸手市総合振興計画やワークショップ、アンケートなどの調査を基に庁舎の現況と課題を整理し、あるべき姿について検討を行った上で、暮らしを守り、未来の幸せをつくる庁舎といたしました。

次に、2－3、基本方針について、「安全・安心な庁舎」、「みんなにやさしい庁舎」、「自然・環境と寄り添う庁舎」、「賑わいの拠点となり親しまれる庁舎」、「将来の変化に対応できる庁舎」の5つの方針を定めてございます。

11ページをご覧ください。こちらについては、ただいま申し上げた5つの方針について具体的な内容を記載してございます。まず、「安全・安心な庁舎」では、地震や水害など災害に対しての備えがあり、災害発生時に迅速な復旧に対応できるほか、防犯機能も備えた庁舎を目指すとしてございます。

12ページの「みんなにやさしい庁舎」では、誰にでも分かりやすく、利用しやすい施設となるようバリアフリーへの対応やユニバーサルデザインの考え方に基づき、多様な来庁者に配慮した庁舎を目指しますとしてございます。

続きまして、13ページです。「自然・環境と寄り添う庁舎」では、光熱費や長年にわたって発生するメンテナンス費を最小限にするため、省エネルギー技術を積極的に取り入れ、自然環境に配慮した庁舎を目指しますとしてございます。

続きまして、14ページの「賑わいの拠点となり親しまれる庁舎」では、街づくりの中心施設として、市民に親しまれ、にぎわいの拠点となり、シビックプライドを醸成するような庁舎を目指しますとしてございます。

最後になりますが、15ページの「将来の変化に対応できる庁舎」では、人口や職員数の変化など、社会環境の変化に対応した使い方ができる柔軟性のある庁舎を目指すとしてございます。

以上、庁舎整備の5つの基本方針をご説明いたしました。

続きまして、16ページをご覧ください。3、庁舎に必要な機能についてご説明申し上げます。

基本的な庁舎の機能については、先ほどの2、基本理念及び基本方針やアンケート、ワークショップなどの調査結果を踏まえ整理を行ってございます。その結果、基本的な庁舎機能を市民サービス機能、議会機能、防災拠点機能、行政執務機能、市民交流施設機能、環境負荷低減機能の6つとして記述してございます。

市民サービス機能について、申請や届けなどを扱う窓口機能を集約し、市民の利便性の向上を図ることや、分かりやすい部署配置や総合案内、総合窓口ワンストップサービスを整備することなどを挙げてございます。

17ページをご覧ください。議会機能について、市民に開かれた議会を実現する

ため、傍聴しやすい空間や分かりやすい議場配置を検討すること、議会閉会時の多目的利用が可能な議場形式を検討することなどを挙げてございます。

続きまして、防災拠点機能について、防災中核拠点として救助や復旧などの応急活動を総合的に統括できるよう、災害対策本部機能の充実を図ることや来庁者や職員の生命及び財産を守るため水害対策を強化し、耐震性や防火性を確保することなどを挙げてございます。

続きまして、行政執務機能について、職員が効率よく働くことができ、質の高い市民サービスを提供できるよう執務空間や書庫、倉庫、会議室、福利厚生スペースの充実を図ることや、DXを推進し、業務の効率化や生産性の向上、柔軟な働き方ができる執務環境の整備を図ることなどを挙げてございます。

18ページをご覧ください。市民交流施設機能について、市民が気軽に利用できるオープンスペースや会議室、展示スペースなどコミュニケーションの場の整備を検討することやボランティア活動などで市民が主体的に活動できる場の整備を検討いたします。

環境負荷低減機能について、壁や窓の機密性の確保、高断熱資材の採用、高効率機器の導入などにより空調負荷を低減し、省エネルギー化を図ることや自然採光や自然環境を用いることで、機械空調のみに頼らない快適な空間を整備することなどを挙げてございます。

19ページをご覧ください。そのほかといたしまして、ほかの公共施設との複合化の検討では、アンケートやワークショップ、幸手市公共施設個別施設計画などを踏まえまして、図書館、公民館及び消防署を検討することや金融機関等のATMコーナーなど、その他機能の整理について記述してございます。なお、基本的な庁舎機能、ほかの公共施設との複合化やその他機能の整理については、基本計画などの段階におきまして個別に検討を行うものとしてございます。

続きまして、22ページをご覧ください。4、庁舎に必要な規模についてご説明申し上げます。4-1、標準的な面積算定について、庁舎に必要な面積を算定するに当たり、総務省及び国土交通省のそれぞれの算定基準を基にして算定してございます。面積算定の際には、令和6年5月1日時点の本庁舎の職員数及び水道部、環境課、保育所に勤務する職員を除いた市全体の職員数の2パターンから、総務省、国土交通省の各基準により算定した4パターン、それと、将来人口など

を踏まえた令和42年の本庁舎の職員数及び水道部、環境課、保育所に勤務する職員を除いた市全体の職員数の2パターンから、同様に総務省、国土交通省の各基準により算定した4パターンの合計8つのパターンにより算定をしてございます。

30ページをご覧ください。次に、4－2、他市町の事例による庁舎規模について、人口が幸手市と同程度かつ近年竣工した他市町庁舎に関する庁舎面積について記載してございます。

31ページをご覧ください。4－3、駐車場の規模について、人口や来庁者割合などから算出した必要駐車台数について記載してございます。

続いて、33ページをご覧ください。4－4、庁舎規模の整理、まとめについて、庁舎全体の延べ床面積の想定規模は、先ほどご説明申し上げました庁舎の標準的な面積算定や他自治体の事例による庁舎規模の算定結果から約2,800から1万平方メートルとしてございます。

続きまして、5、事業手法についてご説明申し上げますので、34ページをご覧ください。5－1、事業手法について、従来型とする市が施設を建設し、維持管理や施設の運営を行う手法をはじめ、PFI方式とする設計工事から施設の運営までを民間事業者が一連で行う方式など、各手法におけるメリット、デメリットについて記述してございます。

39ページをご覧ください。5－2、整備事業費及び財源について、まず、整備事業費になりますが、市が実施するほかの事業への影響を少しでも軽減し、必要最低限かつ機能性の高い整備計画となるよう整備費用の削減に努めるものとしてございます。また、近年の建設資材や労務単価上昇による人件費などにより建設費の高騰が続いている状況を踏まえまして、可能な限り安価で整備できる時期や使用を見極め、事業費の算出を行ってまいります。

次に、財源については庁舎建設基金や一般財源を活用いたしますが、有利な地方債についても可能な限り活用し、市の財政負担の軽減を図ってまいります。

続きまして、40ページをご覧ください。6、整備候補地の選定についてご説明申し上げます。整備候補地について、ワークショップでは災害などの緊急時における対応体制や拠点施設、市民及び職員にとって憩いや誇りの場となる施設などの意見が挙がったほか、アンケートでは行政機能の分散に関する意見ですとか、庁舎への交通アクセスに関する意見、災害に関する意見などが多く見られました。

このことから、庁舎整備候補地はワークショップやアンケートにおいて多く見られた意見を踏まえた敷地やエリア、今後において統廃合の対象となる可能性のある小学校敷地、市が保有する敷地とし、11か所の候補地を選出させていただきます。

11か所の候補地については、整備候補地の面積、整備候補地の形状、整備候補地における公共施設としての運用の継続、整備候補地と人口集中地区（D I D）との関係、整備候補地の浸水シミュレーション、整備候補地の浸水リスクの6項目から評価をさせていただきます。

評価結果ですが、44ページをご覧ください。ただいま申し上げた6項目のうち、△の評価が1つのみであった現庁舎、ウェルス幸手周辺、権現堂川小学校、さかえ小学校の4か所が庁舎整備に適しているものとして選定させていただきます。

続きまして、45ページをご覧ください。7、整備候補地の検証についてご説明申し上げます。先ほどの6、整備候補地の選定にて選定いたしました4か所の候補地について、建て替えまたは既存建物利用のうち最も有効な整備方法について評価をさせていただきます。評価項目としては、建物に関する評価として耐用年数、コストに関する項目としてイニシャルコスト、年平均コスト、使いやすさに関する項目として市民ニーズの対応、機能や規模に関する項目として庁舎機能の必要面積の5つの項目から評価を行いました。

評価結果ですが、50ページをご覧ください。4か所の候補地の全てにおいて、建て替えによる整備方法が優れているとの結果になってございます。

次ページをご覧ください。次に、建て替えによる整備が有効となりました4か所の候補地において、防災、事業期間、事業費、交通アクセス、施設連携、複合化、法令、その他の7つの分野から幅広く検証を行いました。

次のページをご覧ください。各項目において、◎が3点、○が2点、△が1点として評価を行い、順位をつけてございます。その後、各分野において順位ごとに1位4点、2位3点、3位2点、4位1点として評価を行い、総合順位得点を算出させていただきます。先ほど申し上げましたように、評価項目は大項目を7つ設けてございます。さらに、その中で小項目を全部で51項目設け評価してございます。これらの評価項目ですが、専門的観点から基本構想策定支援業務受託者からの提案を受けまして最終的に市で決定したものとなりますが、他自治体を参考にしたほか、コンパクトシティの観点を踏まえたものとしてございます。

なお、ほかの自治体の事例を見ますと、ここまで細かく評価しているところはとても少ないのですが、庁舎敷地の選定はとても重要なものであることから、本市の基本構想ではできる限り多角的で幅広い視点から評価をするため、多くの項目を設けて評価に厚みを持たせてございます。一つ一つの評価の根拠については各項目、各候補地の欄に記載のあるとおりでありまして、絶対評価を基本としてございますが、項目によっては相対評価としているものもございます。

52ページをご覧ください。(1)防災の項目については、地震や洪水などのリスクを評価してございます。評価といたしましては、第1位が現庁舎、ウェルス幸手周辺及び権現堂川小学校となっております。

次のページをご覧ください。(2)事業期間について、こちらは地震被害等からの回避のために早期に実現可能かを評価してございます。評価としては、第1位が権現堂川小学校になり、第2位が現庁舎及びさかえ小学校となっております。

続きまして、(3)事業費について、こちらは庁舎整備事業に関するほかの事業への影響を少しでも軽減できるのかを評価してございます。評価といたしましては、第1位がさかえ小学校になり、第2位が現庁舎となっております。

次のページ、(4)交通アクセスについては、施設の交通利便性を評価し、市民に親しまれる庁舎とするため評価してございます。評価といたしましては、第1位が現庁舎、ウェルス幸手周辺及びさかえ小学校となっております。

次のページをご覧ください。(5)施設連携・複合化については、街づくりの観点から、ほかの公共施設との距離や複合可能性を考慮するため評価してございます。評価といたしましては、第1位が現庁舎になり、第2位がウェルス幸手周辺となっております。

続きまして、56ページの(6)法令について、こちらですが、候補地に対する都市計画法や農地法の趣旨にのっとっているかを評価してございます。評価としましては、第1位が現庁舎及びさかえ小学校となっております。

(7)その他については、コンパクトシティの考え方や土地の特性を考慮する必要があるかを評価してございます。評価としては、第1位が現庁舎になり、第2位がさかえ小学校となっております。

最後に、総合得点ですが、最も高い点数となった候補地は現庁舎となっております。次いで、さかえ小学校、次に、同点でウェルス幸手周辺、権現堂川小学

校となっております。なお、これらの評価は現状検討し得る観点について客観的に判断したものであり、この結果を踏まえ今後正式な整備敷地を決定してまいりますとまとめてございます。

この候補地評価については、先ほど申し上げましたとおり、専門的知識のある基本構想支援業務委託者から提案をいただくとともに他自治体の例を参考に進めてきました。本市では、できる限り多角的で幅広い視点から評価するため、他自治体に比べ大変多くの項目を設け、評価に厚みを持たせておりますが、それゆえ基本構想策定までのプロセスの中で開催いたしました幸手市庁舎検討委員会ですとか幸手市庁舎の在り方検討審議会、議員の皆様への説明時や、パブリックコメント等で様々なご意見があったところです。これらに対しましては説明をし、議論をし、修正すべきところは修正し、幸手市庁内検討委員会、幸手市庁舎の在り方検討審議会の中で審議を重ね、案をまとめてございます。そして、最終的に幸手市庁舎の在り方検討審議会で候補地評価も含めた基本構想案の内容は妥当であるとの答申をいただきまして、昨年12月の協議にて決定をしたという流れです。

63ページをご覧ください。こちらは幸手市庁舎の在り方検討審議会の答申書になります。審議会の答申書の一番下、3番がございしますが、こちらにおいて今後可能な限り早期に整備が実現できるよう、検証結果に基づき事業を進めていただきたいとの記載がございします。今後は、この特別委員会での議員の皆様のご意見もお伺いしながら、基本構想の検証結果を踏まえまして、早い段階で整備敷地の決定をさせていただきまして、基本計画を策定してまいりたいと考えてございします。ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

次に、57ページから、参考資料といたしまして幸手市庁舎の在り方検討審議会の審議会条例や委員名簿等を掲載してございます。そして、最後に71ページから用語集を掲載してございます。

以上をもちまして、幸手市庁舎整備基本構想について、私からの説明は終わります。

○委員長 それでは、質疑応答に移ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○四本委員 今後のスケジュール感なのですが、今の説明ですと、この答申を基に、敷地を

まず決まったら計画へという最後にそういうお話があったと思うのですが、その敷地を決定していくことがどういうスケジュールでいくのかというところをまずお伺いしたいと思います。

○政策課長 特別委員会が設けられておりますので、議員の皆様のお話もお伺いしながら進めていきたいと思っております。スケジュールですが、今年度と来年度で基本構想に基づきまして基本計画を策定していく予定です。基本計画の策定については、支援業務を委託しますので、その件については当初予算でご可決をいただいているところです。2か年で基本計画を策定するわけなのですが、逆算をしますと、夏くらいには支援業務の発注を、着手をしないと間に合わないのかなというところでございまして、基本計画でも先に敷地を決定した上でないとその先に話が進んでいきませんので、早い段階で敷地の決定をしまして、基本計画のほうに、策定のほうに入っていきたいとは考えてございます。

○委員 長 続いて、質疑のある方。

○四本委員 その敷地を決定していくところというのは、今、こちらの特別委員会の意見も聞きながらというお話だったのですが、その敷地を決めるところというのは、決定していくのは幸手市庁内検討委員会なのでしょうか。

○政策課長 最終的には庁議のほうで決定をしてまいります、特別委員会を設置しまして、議員の皆様のご意見もいろいろいただくことになるかと思っておりますので、そういったところを踏まえて、まずは例えば幸手市庁舎の在り方検討審議会なんかもありますので、そちらで審議していただいた上で、最終的には庁議で決定していくという流れを想定してございます。

○四本委員 確認ですが、幸手市庁舎の在り方検討審議会は、これはずっと答申をしていたでいて、いつまでこれは続行予定なのでしょうか。

○政策課長 基本構想のときの幸手市庁舎の在り方検討審議会のほうは、もう答申をいただ

いているので一旦終了してございます。なので、基本構想を策定するに当たって新たに委嘱をさせていただきまして、そこからまた始まるといった流れになります。

○四本委員 メンバーは基本構想のメンバーではなくて、また新たに替わっていくようなことなのでしょうか、計画の在り方検討審議会というのは。

○政策課長 まだ委嘱はしてございませんので、これから検討をして決定をしてまいります。

○高野委員 先ほど政策課長のほうからもありましたが、場所の選定が一番これから重要である、この基本構想、これを見る限り4つ、現庁舎、権現堂川小学校、さかえ小学校、ウェルス幸手、点数がそれぞれついているのですが、項目を増やしているわけですね、いろいろ細かく、これは私がちょっと感じた部分なのですが、現庁舎ありきの点数のつけ方並びに項目に見受けられる部分があるのですが、今後2年で決めるということなのですが、もうちょっと議論が必要なのではないかと私は感じるのですが、いかがでしょうか。

○政策課長 現庁舎ありきというお話があったのですが、そのあたりが私どもはどこなのかというところなのですが、あくまでも説明を先ほど申し上げましたとおり、こちらの評価項目については専門的知識を有する委託業者に委託をさせていただきますので、そちらからご提案いただいた内容ですとか、あとは他自治体の事例ですとかというのを参考に決定してございます。それらを踏まえまして、やはりいろいろなプロセスにおきまして、いろんなご意見をいただく中で、最終的には幸手市庁舎の在り方検討審議会でこちらの評価項目、評価方法等も含めて妥当であるという答申をいただいて、最終的にはこの基本構想を決定してございますので、私どもとしては今でき得る、考え得る客観的な判断ということで認識してございます。

○高野委員 そういう答えになるのだろうなとは思っていました。最終的には当然議会のほうに上がってきて、そこで否決を仮にですよ、された場合はどうするのですか。

○政策課長　市役所の位置ですが、市役所の位置については、幸手市市役所の位置を定める条例ということで定まっています。当然のことながら、現庁舎は今ここにありますので、条例の中ではこちらになっていきます。場所が変わらないとなると、それを変更する必要もございませんので、議案としては上がる必要はないのかなとは考えていきます。

○高野委員　必要がないということで今お答えいただいたのですが、そもそもの話になりますが、当然場所だったり、予算がこれから上がってきますよね、細かい部分が、議会を通らないとどちらにしても建てられないのではないですか。

○政策課長　そうですね、どこかしらでやはり庁舎の建てるお金ですとか、そういったところは当然のことながら予算の要求をしますので、ご審議いただくというところになります。なので、こちらとしては先ほども基本構想の中でお話があったのですが、できるだけ安価で、ただ、すごく効率的な庁舎を建てますよということも基本構想の中で記載してございますので、基本計画では当然のことながら基本構想を基に基本計画を策定していきますので、そういった観点からも十分精査した上で基本計画をまとめていきたいというふうには考えてございます。

○高野委員　そもそもの話をまたさせていただくのですが、暮らしを守り、未来の幸手をつくる庁舎ということで5つの項目が、基本方針が示されているかと思うんですが、細かいところを一個一個話していくとこれは時間がかかってしまうのであれなのですが、防災の観点の話を一部でさせていただくのですが、現庁舎、ここに建てた場合、ここは市街地ですよ、周りに住宅が建っている。防災の拠点として災害が起きたときに、身動きがとりにくいのではないのかなというのが普通に浮かぶのですよ、敷地も狭いですし。あと、コストについても、先ほどの52ページからいろいろ点数をつけていただいているのですが、何で現庁舎がこれだけの点数を取るのかちょっと私には理解ができないのですよ。ですから、もうちょっと議

論は私は必要なのではないのかなと思って今質問をさせていただいているのですが。どうですか、政策課長、その辺の考え方、これから2年の間にというような話と、夏にはというような話が出ましたが、時間はそれで足りるのですか、足りると思いますか。

○政策課長 こちらの評価は、繰り返しになってしまうのですが、そちらの基本構想の56ページの最後にまとめてあるとおり、現状を検討し得る観点について客観的に判断したものとなった結果、積み上げの結果ですので、私どもとしてはこの評価、今までのいろいろなプロセスを経て決定したものですので、この評価は妥当であると認識してございます。

○高野委員 政策課長は妥当であると感じたのでしょうか、少なからず私は妥当だとは思わないのですよ、私はですよ。職員のほうでもどうなのですか、これが妥当だと皆さんそういうふうに考えているのですか。

○政策課長 私どもが妥当であるかないかというところもちろんあれなのですが、これまでのプロセスを経た中で、本当に繰り返しになってしまうのですが、こちらの評価は専門的観点から見て上げられたものもございますし、あとは専門家を要する審議会の中でもこの評価の内容と評価の仕方というのは妥当であるという判断をされて、最終的に決定してございますので、そこは幸手市庁舎の在り方検討審議会の答申というのは尊重すべきものだというふうには考えてございます。

○高野委員 幸手市庁舎の在り方検討審議会ですか、当然だと思います。時間をかけて考えていただいた結果がこの基本構想ですから、それは私も重々理解はします。ただ、今後建てたら80年、私たちはもう生きていないですよ。ここにいる人は誰一人、生きていないと思います。これから生まれてくる人、未来のためになのですよ、人口も減る、このまちもさま変わりするでしょう。そういうのも踏まえた上で本当にここでいいのですかということなのです。自信を持ってそうなんだと言い切れるのか、どうなのだろうなと思う部分があるのであれば、時間をしっかりかけて私はやるべきだと思います。

○委員長 続いて質疑は。

○小泉委員 ちょっとお聞きしたいのが、問題点として挙げられていた部分に庁舎機能の分散という形で書かれているのですが、この基本構想をするに当たって、まずもってウェルス幸手と、これに関しては本庁舎に関することということで以前お話を伺ったのですが、ウェルス幸手と本庁舎のこの分散している状況をどうするのかというのをまずもって考えるべきなのではないかなと考えるのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○政策課長 分散をどうするか、ウェルス幸手をどうするかというのは、基本計画の中で検討していくということになります。

○小泉委員 そうしたら、今回は本庁舎に関しての検証という形でしたら、整備候補地の検証において庁舎に必要な機能として挙げられている市民サービス機能として、窓口機能を集約化しというのがまずもって挙げられているのに、そこら辺が評価の検証に入っていないというのはちょっと不思議なのではないかなと思うのですが、この辺はどうお考えでしょうか。16ページに書かれている。

○政策課長 どのように集約するかというのも今後基本計画の中で考えていきますので、未定のところではありますので、評価のほうには入っていないという流れになってございます。

○小泉委員 とりあえずこれは今回本庁舎の検証という形だったら、窓口が現庁舎の場所だと分散するというのが、まずもってそこら辺は×になる項目なのではないかなと考えるところなのです。逆にこれを見ていくと、検証の中で法令に関する部分とか、事業機関とか法令は同じような内容に関して、あたかも先ほど高野委員があえてそういう方向に持っていかれているのではないかというような疑問にやはりなるような、農地法だから引かかるということで、事業機関にもウェルス幸手の近辺が評価の低い部分を、さらに法令のほうでも低く評価されているという部

分で二重に評価を下げているのですよね。だから、本庁舎が本来であればデメリットがある部分をこの検証の中に入れないで、不利になるようなことをあえて入れているのではないかなとこれは見受けられてしまうのですよ。その辺で多分高野委員がおっしゃっている部分がそこら辺なのかなと思うんですが、その辺どうして窓口機能の集約化のところの検証の点数に含まれていないのかというのをちょっと教えていただきたい。

○政策課長 まず、集約については、面積を2,800から1万平米とちょっと幅を持たせておりますが、4候補地全てにおいてマックスの1万平米は建設が可能となっております。その中で考えると集約はどこでも可能なかなとは認識しております。

それから、偏った評価については、これも他自治体の事例ですとか、あとは専門的観点からいろいろ事業者から提案いただいたものをやっていますので、繰り返しになりますがそのような説明になりますし、先ほどの法令の話で事業機関と法令のところで二重に同じような項目をといるお話があったのですが、これは評価する目的が違いますので、同じ評価ではないというふうには考えてございます。

○小泉委員 以前、この基本構想が素案でいただいたときに意見書を出させていただいて、その意見書の中に例えば市民の移動が少ない、コンパクトで効率的な配置計画については市民の利便性の観点から記載しているものです、ウェルス幸手を本庁舎の整備の際に一体整備するかは今後の基本計画などで検討をしてまいりますと書かれているのですよ。だから、場所については基本計画で考えるものなのかと見受けられるのですが、今回基本構想の中に候補地が既に示されていますよね。だから、この意見書を拝見すると事あるごとに基本計画の中で考えますと書かれているのですが、場所はもう既にこうやって構想の中で候補地として挙げられているではないですか。それは一体どっちなのかなというのがあって、一体これは基本計画の中で場所は考えられるべきものなのか、構想の中で考えるのか、これがこの意見書の回答を見ているとちょっと疑問に思うところなのですが、これはどっちの時点で考えるべきものなののでしょうか、場所というのは。

○政策課長 意見書の番号を教えてください。

○小泉委員　　今言ったのは10番、いろいろなところに出てくるのですよ。基本計画でやりますという話はところどころに出てきます。10番だけではないです。

○政策課長　　敷地については、基本計画ではこれから機能ですとか、規模ですとか、そういったところを検討していきます。その検討に当たりましては、やはり敷地が決まらないとその検討は前に進めないという状況がございます。なので、基本構想のほうでは、その4項目について優劣はつけました。答申のほうでも、これを基に早期に事業計画に着手するようにみたいなお話がありましたので、基本構想の中では決定してございませんが、やはり敷地を決定した上で基本計画に着手していきたいとは考えてございます。

○小泉委員　　とりあえず一番になっているところを優先的にやると、ほかの部分に関しては検討はしないのか、それとも同時進行で、ほかのところも考えつつ計画をするのかというのはどうお考えなのでしょうか。

○政策課長　　同時進行でほかの敷地も検討することは、今のところ私どもは想定してございません。

○小泉委員　　そうすると、ここで1番に挙げられている現庁舎のみで今後考えていくという、そういったお考えなのでしょうか。

○政策課長　　基本構想でこれほど幅を持たせてといいますか、いろいろな項目で評価をしてきました。それというのはやはりどこの候補地が1個の分野に特化していても駄目です。全ての項目において高い評価を受けたバランスのよい敷地がやはり整備候補地として適していると考えてございますので、これだけの評価事項を設けて評価してきましたので、それというのは整備候補地をどこにするのかということを見据えた上で基本構想を策定してまいりましたので、やはりこちらを基に整備敷地というのを最終的には決定をいたしまして、基本計画に進めてまいりたいと考えてございます。

○小泉委員 この検証の○・×、△ですとか項目を見ていくと、例えば都市計画道路が市役所、現庁舎のところだと計画はされているけれどもほかに関してはしていないとか、現状の庁舎があるのですからそこら辺は有利になるのは決まっているではないですか。これから新しく庁舎を造るのであれば、今度新しく計画もし直すでしょうから、そこら辺に関してはやはり現庁舎がすごく優位な形に点数がつけられているのを感じるのですよ。例えば仮庁舎がここに関しては必要ではないですか、そこに関してなぜ○なのかというのが、普通ほかのところを見るとそこら辺は△だとか×であってもおかしくないのに、なぜそこは○でとめられているのかとか、そういったような若干の不安になる部分があるのですよ。その辺、これから庁舎を新しく違うところになるのであれば、その辺は計画だって変わってくるでしょうから、その辺は検討するべきなのではないかなと思うんですが、その辺はいかがお考えですか。これでも公平な判断の検証だと言えると思いますか。

○政策課長 先ほどの説明の中でも申し上げたのですが、この評価についてはこれだけ多くの項目を設けたのでいろいろなご意見とかも正直ありました。ただ、その中でやはり国のコンパクトシティの考え方ですとか、あとは現状どうあるかというのもそうなのですが、そういったところを踏まえて今までのプロセスにおいてそういう議論を重ねた上で挙がっていたものなので、その一個一個の評価について、今ここで私がこれが妥当だとか妥当でないというのは言うべきではないのかなというふうには考えてございます。

○小泉委員 政策課長が判断されたあれではないのでごもっともだと思うんですが、その辺は今後検討するべきではないかなと思います。

○委員長 続いて質疑のある方は挙手願います。

○宮澤委員 ちょっと質問させていただければと思います。先ほど来話が出ているかなと思うんですが、まずは敷地、場所の確定という話が出ているのですが、場所が確定してからいろいろな事業費とかがまとまってくるのでしょうか。

○政策課長 場所の決定をして、基本計画の中でこういった機能を入れるのか、集約化とかをどうするのかというところを決めていきますと規模なんかも決まってくると思います。その中で、規模が2,800から1万とちょっと幅を持たせてありますが、当然のことながら2,800平方メートルの建物と1万平方メートルの建物では金額というのも大きく変わってくると思いますので、その段階を経て最終的に大体概算でこれくらいという形で経費のほうは決まってくると思います。

○宮澤委員 そうなのだと思うんですが、敷地が決まってきて事業費というか建物の値段が決まってくると思うんですが、ほかのところの事業費というか、金額というのはやはり定めないというか、例えばアスカル幸手が近くだったら全体の事業費はこのぐらいですよ、現庁舎だったらこのぐらいですよというのは示されないという考え方でよろしいですか。

○政策課長 おっしゃるとおりです。

○宮澤委員 ちょっと心配しているのが、例えば現庁舎、この場所ですね、現庁舎にしました、これで事業計画が進みます、事業地、蓋を開けてみたら、例えばですが100億円かかりました、200億円かかりましたという数字が出てきたときに、これは後戻りはできるのですか。

○政策課長 後戻りすることは想定しないですが、基本構想、基本計画を策定する段階でも、できるだけ安価で高効率な建物をという基本構想に基づいて策定をしてまいりますので、そのあたりは当然のことながら考えながら基本計画のほうも練ってまいりたいと考えてございます。

○宮澤委員 僕としても後戻りしてほしいわけではないので、その辺、皆さんがおっしゃっているとおり慎重な場所の検討というのは必要なかなというところと、先ほど来少しお話が出ましたが、53ページの(3)事業費のところ、ほかの候補地と決定的に現庁舎が違うところは、もちろんご存じのとおり庁舎機能が現状あるとい

うところで、これをまずどうにかしなければいけないという費用がかかりますよね。質問です。

○政策課長 この建物があるからというご質問でよろしかったでしょうか。

○宮澤委員 仮庁舎を造らないとならない費用というのが発生すると思うんですが、私としてはそこが非常に大きいのではないかなと考えているので、そういったことの観点というのは考えていらっしゃるのか。

○政策課長 仮設庁舎を必ず造らなければいけないかというところだと思うんですが、53ページの事業費の仮設庁舎のところでは評価をさせていただきます。そちらでは現庁舎以外は◎、現庁舎は○となっているのですが、この現庁舎では方法は幾つもあると思うんですが、この建物を壊してここに建てるのか、あとは空いている駐車場のスペースに建てるのかといった方法もございまして、仮設庁舎を建てなくても現在の駐車場のスペースに建てることは可能であるということは、基本構想を策定したときの業務委託者のほうからは確認をさせていただきます。

○宮澤委員 先ほど小泉委員が単純な○・×では語れない部分があるのかなというところで、私は非常に気になっているのは仮設庁舎、○、ほかは◎なのですが、その点差が1点なのです。僕、正直これはマイナス100点ぐらいをつけてもいいんじゃないかなと思っているので。普通住宅を建てるというふうになったらいろいろなところを検討して、どのぐらいの費用がかかるかなと思って多分進めていくのではないかなと僕は思うんです。ここありき、先ほどありきではないですよという議論もあったと思うんですが、敷地を決めて上物を決めるという工程だけでは語れない。一番重要なところは、もちろん機能、規模もそうなのですが、お金が一番僕は重要、将来性も含めてお金が重要だと思うんですが、改めて、もう答弁されているのであれなのですが、この点数づけというかはこれで本当によろしいのですかというところです。

○政策課長 先ほど仮設庁舎の説明、再度の答弁になってしまうのですが、この現庁舎は○

にしているその根拠といいますのは、現在の空いているスペースにも建設することは可能であるため、仮設庁舎が必要となる可能性があるということで○にしているところです。その評価についても、事業費についても大変な重要な項目であるというふうには考えているのですが、やはり庁舎の整備維持というのは事業費だけではなくて、事業費も大変大切な項目なのですが、それ以外の項目についても、やはり高い評価を得ているところである必要があると考えてございますので、最終的には総合評価でトップとなった現庁舎が一番適しているものであると考えておりますし、そのように基本構想をまとめているわけです。

○宮澤委員 項目は本当に多岐にわたって、多角的にいろいろ見ていらっしゃるのだなというのはもちろん分かってはいるのですが、この中でもこの点数というか、1、2、3はいろんな点数があるのですが、その点数差だけでは一概に語れないものがあるのではないのかなと私はちょっと思ったので、これは意見ですのでご答弁は大丈夫です。

○委員長 休憩を宣する。 (午前11時03分)

○委員長 再開を宣する。 (午前11時13分)

○委員長 再開に当たり、当初、冒頭出席委員の人数の関係ですが、正副議長はオブザーバーということで、当初は14名と申し上げましたが12名に訂正をさせていただきます。

それでは、宮澤委員に対しての答弁。

○政策課長 先ほど現庁舎の仮設庁舎のお話で追加のご答弁をさせていただきます。こちらについては、いろいろ今までご意見をいただく中で、第4回の幸手市庁舎の在り方検討審議会の中でも、そのあたりのご審議というのもいただいております、第4回のものになりますが、こちらの議事録はホームページのほうでもご確認いただけると思うんですが、現庁舎については敷地が狭いのかというお話もあったのですが、そのあたりについては仮設庁舎を建てなくても建設が可能だというよ

うなやり取りの中で、最終的には審議会のほうではこちらの評価については妥当であるという判断をいただいております。

○宮澤委員 では、仮設庁舎はまだ敷地が確定はしていないのですが、そこまで話が進んだということなのですか。要は、仮設庁舎を建てなくても成立する何か根拠があったということですね。

○政策課長 当然のことながら、こちらの評価の中身というのも審議いただいておりますので、仮設庁舎を建てなければいけないのか、建てる可能性があるのか、建てなくても大丈夫なのかというところの根拠というのは私どもは持っています。その根拠というのは、基本構想の策定に当たっては支援業務ということで専門的観点からそういったところに業務委託を出していますので、そちらから上がってきた報告書の中で駐車場のスペースにも建てられるというお話はいただいております。

○宮澤委員 そうすると、現庁舎、今のこの庁舎は使い続けて、隣の駐車場で建築が始まるというような考え方ですか。

○政策課長 最終的にこの現庁舎で決まった場合に、どういった建て方をするのか、どの位置に整備をするのかというのは基本計画の中で決定していくことなので、今、駐車場のほうに建設をしていくというふうには断定はできませんが、そういったこともできるというようなお話です。

○宮澤委員 できると、結果できませんでしたは大きな開きがあるのかなと率直に思うのですが、あと、もう一つとしては既存のスペースを使わなければいけないということは、見えている範囲のところが建築予定地になってくるのかなと思うんですが、そうすると建物自体が非常に限定的なものになってくるのではないかなと予想されるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○政策課長 申し訳ございませんが、そのあたりも基本計画の中で詰めていきたいと考えてございます。

○宮澤委員 長くなってしまうので大丈夫です。

○委員 長 続いて質疑のある方は。

○芦葉委員 この中にもあると思うんですが、窓口機能の集約化というのが概要版の３ページの市民サービス機能の窓口機能の集約ということが書かれているわけですが、現庁舎のところに建てるとなると、ウェルス幸手との距離が離れて、窓口機能の集約ということを考えるとちょっと弊害があるのかなと思うんですが、その辺は繰り返しの質問な感じもしますが、いかがでしょうか。

もう１件いいですか。例えば、要望があるのはお悔やみ窓口を設置した場合、こっちでも手続きして、向こうでも手続きしてというお話をよく言われるのですね、ウェルス幸手のほうでも、そういうことも弊害にならないのかなという気がしたのですが、その辺はいかがでしょうか。

○政策課長 どのように集約をしていくのか、どのように窓口機能について集約していくのかというのは基本計画の中で決めていくことなのですが、これからはＤＸの観点からも考えていく必要があるなと思っています。幸手市のＤＸを進めるには、この庁舎の整備というのは本当に大きな転換期になるなと思っておりまして、そのＤＸの観点から言えば、例えば今書かない窓口とか、来なくてもいい庁舎ですとか、そういったものも併せて考えていく必要があるなと思いますので、そのあたりも踏まえてどういった窓口の集約化ができるかというのは基本計画の中で併せて考えていきたいと思っています。

○芦葉委員 例えば、最近納税証明書をとるのに市役所に来たのですが、実はコンビニでもとれるというのを最近知ったわけですが、今のお話ですと、先ほど言ったお悔やみ窓口も別にお悔やみ窓口を設置しなくてもＤＸでネット上でできたり、キオスク端末でできたりという可能性も見越せば、それほど離れていても問題ないということを考えて計画を練るということではよろしいでしょうか。

○政策課長 具体的にどの業務がD Xで可能になるかというのはこの場では申し上げられないのですが、ただ電子申請なんかも充実してきますし、今後先のことを考えるとやっていかなければならないものというのたくさんありますので、その辺も併せて政策課でD Xの推進なんかも所管してございますので、併せた上で可能な限り考えていければと考えてございます。

○芦葉委員 分かりました。きっと将来的にはできるのだろうなというところで。違う角度から複合施設なのですが、この基本構想の19ページに図書館、公民館、消防署と出ておりまして、評価項目でいうと55ページの1か所だけ複合化した場合の点数づけなどが書かれているわけですが、市としてはこの図書館、公民館、消防署、公民館と図書館は市の施設として考えれば割とスムーズかなと思うんですが、消防署になってきますと埼玉東部消防組合との協議が必要ということで、これを踏まえると今年のもう8月に計画をするという観点でいくと、今現在どのような感じでこの複合化は考えているのかをお聞かせいただければと思うんですが。

○政策課長 基本構想にのせてあります図書館、公民館、消防署については、これまでのアンケートですとかワークショップ、あとは幸手市の公共施設個別施設計画などを踏まえて例としてのせたものです。最終的に固定的に何を複合化していくかというのは基本計画の中で決定していくのですが、消防署についてはやはり他団体ということで協議が必要になるわけなのですが、そもそも消防署の建て替えについては、埼玉東部消防組合の個別施設計画の中で建て替えが必要であるということで求められているものですので挙げてございます。一応基本構想を策定するに当たって、消防署とこちらに記載をするに当たっては埼玉東部消防組合のほうには一度ご説明には伺ってございます。ただ、消防署を複合化するかしないかというのは決定したものではございません。

○芦葉委員 一度説明に上がったときの反応とか、協議とかはどのような形、ただ報告というだけだったのか、それはいいですねと言われたのか、何かそういうのはあるものでしょうか。

○総合政策部長 そのときの対応ですが、埼玉東部消防組合のほうも非常に困っている状態があるということでお話しはいただいております。そのちょうど前段ぐらいに、複合庁舎をかけたところに研修に埼玉東部消防組合議会議員と一緒に行ったのですよということで、その資料も一緒に頂いてこちらに帰ってきたというのがありますので、なので、今後も継続的にお話をさせていただいてもよろしいですかということでお話ししたところ、了解をいただいているというような状況でございます。

○芦葉委員 視察で熱海市役所へ行ったときも、熱海市役所では消防署と複合化した施設があって、大変便利な使い方をしているなという実感を得たのですが、やはり複合化することによって経費的にも分散とかができたりですとか、機能が充実するということがあるという認識でよろしいでしょうか。

○財政課長 施設のほうを複合化いたしますと、それぞれ様々な財源が、固有の財源、有利なものがございますので、そういったものを引っ張ってくることによって建設コストに係る一般財源を圧縮することはできるかなと思いますので、今後計画の中でかと思いますが、有利なものを見つけていければと考えてございます。

○委員 長 続いて質疑のある方は。

○大平委員 まず、ここの本庁舎の地域が建て替えの候補地になっているということなのですが、地盤調査というのはここはやられているのですか。ここの話をいろいろ聞いてみると、昔言われていたことは3階以上の建物はできないとか、2階以上の建物は地盤的に無理だという話を聞いたことがあるのですが、その辺はどうなのですか、調査は当然すると思うんですが、調査して候補地を決めたけれども最後ひっくり返ったというのではなくて、最初に私はしておくべきかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政策課長 地盤調査等は、一般的には設計のところでやると認識してございます。

○大平委員　設計のところでやるのだけれども、いざ調査をしたら建てられない地盤だったということがあるわけでしょう。その辺のことを考えたら、前もって地盤調査はすべきではないですかと言っている。

○総合政策部長　そのような情報があるということも現時点では把握してございませんでしたので、そういう情報があるようであればきちんとその辺は調べさせていただいて対応を考えさせていただきます。地盤改良で済むのか、地盤改良で済むようであれば幾らぐらいかかるのかとかというのも含めて検討しなければならないと思いますが、基本的にはそれについてはどこの候補地でも同じような形になってくるのかなというところでは考えてはいます。なので、そういう情報があるようでしたらなるべく早く対応していきたいと思います。

○大平委員　このところは地盤が非常に軟弱なのか、地盤沈下がひどいですよね。そういうところに高いものを建てるのであれば、より慎重にボーリング調査をして裏づけが必要だと思います。まずその辺の調査は無駄になるかもしれませんが、した上で候補地は決めるべきだと思います。

○総合政策部長　地盤の関係と若干関係するかとは思いますが、液状化をしそうな場所のハザードマップでございます。その辺のものは確認をさせていただいて、このところが一番たしか液状化の関係は条件としてはここがよかったというのは把握してございます。

○大平委員　把握しているの。

○総合政策部長　把握しています。

○大平委員　よかったの。

○総合政策部長　現庁舎は液状化の区域では、下から２番目ぐらい、52ページにある評価のところで、庁舎が一番よくて、ウェルス幸手がその次、権現堂川小学校とさかえ

小学校は液状化の危険性が高いということで△の評価をさせていただいているという形になります。

○大平委員 数値的にはどうなっている。

○政策課長 評価の中で、52ページになりますが、(1)の防災の中です、52ページのその中の地震の中で液状化の評価をさせていただきます。根拠としているものがこちらの地震のハザードマップになるのですが、こちらはすみません、数値的なものではなく、液状化の可能性が高い、やや高い等で評価をしているものをこちらの評価に当てはめたという流れです。

○大平委員 文章だけなんだ。ただの文章で、調査をして裏づけが出て、計数とか数値が出てきたというものではないわけね。

○政策課長 今のこちらの私どもの基本構想の中の評価では、この地震のハザードマップを基にしておりますが、当然のことながらこの地震のハザードマップを作るときには根拠というものはあるものと考えてございます。

○大平委員 あると言うのだったら、どういうふうにあるのですか。国土交通省が作ったからあるというのがよく分からない。

○政策課長 国土地理院の数値、地図を使用して作成をしているものです。

○大平委員 具体的な裏づけのあるものをきちんと基に計画のほうもやっていただければと思います。ただ、国土地理院がやったとかそういうものではなくて、国土地理院が日本中に穴を掘って調べたというわけではないわけだから、その数値は、だからその点はきちんとやっていただければと思います。

○委員長 続いて質疑のある方は。

○四本委員　　8月、夏までには場所の選定をということだったのですが、こちらの市民のワークショップも職員の方のワークショップもほぼ読ませていただいたのですが、一番私が気になったのはウェルス幸手の機能というか、福祉部門、子育て部門が離れているというところを、多くの方が近くになってほしいという、職員の方もそういうご意見がたくさんあったのですが、その大まかな市としての方針としてはこのまま分散か、今、第一候補としてこちらの庁舎の跡地、ここにとなっているのですが、ここに一緒にしていくという方向で考えているのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○政策課長　　そのあたりは、基本計画の中で詰めていきたいと考えてございます。

○四本委員　　分かりました。あと、敷地の問題なのですが、先ほどからお話が出ていた、庁舎はそのまま業務はこのところでやりながら新しいものを建設していくというようなところで、そうするとこちらの駐車場のところなのかなというようなイメージなのですが、それはかなり狭いというか、となると上に高層になっていくものなのかなとも思ってしまうのですが、もしくはこちらの庁舎のところを、第2庁舎が削られてそこが建っていくとか、もうちょっと駐車場のスペースが大きくなった、建設のスペースが大きくなるとか、ここで間に合うのかなという、そういうイメージ的なものなのですが、高くなるのか、3階ぐらいで間に合うのかというか、その辺はどうなのでしょう。

○政策課長　　そちらの階層についても、面積に関わってくると思うんですが、その面積なんかも結局何を複合化するのか、どんな機能を入れるのか、その結果どのくらいの規模になるのかというところを踏まえないと、どのくらいの面積、どのくらいの階数でというのが決まってくると思うので、そのあたりは順次決めていければと思っております。ただ、マックスの1万平方メートルは今の駐車場のスペースにも建ちますよというところは確認はしてございます。

○委員長　　続いて質疑のある方は。

○坂本委員　基本理念というのがありまして、5項目が掲げてありましたが、私はその中に建設のための費用負担を次の世代に回さない、そういう文言を入れていただきたいと思っております。どういうことでそういうことを言うのかというと、将来人口は私のメモには2050年には3万5,000人になってしまうと、高齢化率は40.2%ですと、生産年齢人口は50.3%になりますと、人口は減る、高齢者の割合は増える、働く人の数も減っていくと、そうすると医療、福祉の費用はかさむ一方ですと、税収は減ってしまう、市の施設の維持管理費も増大すると、去年はエアコンが幾つかの公民館でトラブルになりました。それから、水道とか下水道の配管も変えていかなければいけない。これから将来は物すごくお金がかかる、そのようなことが今想定されるわけなので、庁舎の建設のための費用は次の世代に回さない、そういう考えが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○総合政策部長　次の世代に回さない、イコール起債をしないという形になるのかなというところではあるのですが、先ほども財政課長も申し上げたとおり、財源措置のある地方債等もございます。なので、起債を一切しませんというのは、逆にこちら側が損をしてしまうという制度になってしまいますので、その部分については申し訳ございませんが起債をさせていただきたいというところです。ただ、これまでもちょっと言わせていただいた部分はあるのですが、やはり身の丈に合った庁舎でないと、今後大規模事業をお示ししたとおりにかなりございます。ですので、財政的に逼迫していくというのは明白になってまいりますので、そこはきちんとキャップをかけて、身の丈に合った庁舎を造っていきたいというのが現時点でのこちら側の考えではございます。ただ、今回の基本構想には委員のほうにはそこまでの意見はいただいておりますので、基本構想の中ではそのような話にはなっていないですが、現時点の私どもの考えとしてはそのような形でやらせていただくという考えではございます。

○坂本委員　総合政策部長の答弁はぼんやりとした答弁なので、それが当たっているのか外れているのだから分からないのですが、庁舎建設の基金というのは今10億円ですよ。ね。

○財政課長 令和6年度末庁舎建設基金の残高の見込みですが、約5億5,000万円という形を見込んでございます。

○坂本委員 失礼しました。10億円ではなくて5億円だと、今度55億円みたいな数字をちらっと見たのですが、全然足りないではないですか。足りないから起債を全くしないで済むということはないとおっしゃいましたが、ほとんどが起債ではないですかということを私は言っているのです。だから、次の世代に回さないという基本的な考え方を持たないといけないのではないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○総合政策部長 先ほどお答えしたとおり、そのような気持ちはございます。ただ、有利な地方債も使います、特定財源も使います。そのような形であとは一般財源も使わせていただきたい、その辺はきちんと予算のときに説明をさせていただきながら実施をさせていただきたいと考えています。

○坂本委員 そうような考え方ですと、将来の人に負担を負わせることが大きい、そういうようなことを想定しているのですか。伺います。

○総合政策部長 庁舎に限らず、このような大きな事業というのは後年の負担というのは当然かかってしまいます。それは世代間負担の公平という庁舎の本来の目的の部分にもあるのですが、そのような形で後年の方との負担を分け合いながら行政運営を行っていきたいということで考えてございます。

○坂本委員 そのこのところは私の考えは以上で、今の答弁を聞いたからといってそのとおりだとは思っておりませんので、それはやはり私は疑問を持っております。

それから、もう1点なのですが、基本理念の中にDX、デジタルトランスフォーメーションに対応した庁舎というのが明確にすべきだと思っております。というのは、幸手市は幸手市DX推進計画というのをつくってしまして、令和6年から令和10年まで推進計画をやるのだということを掲げています。DXということかということ、電子申請で、オンラインの手続きで、申請がインターネット

ットでできますよとか、それから e L T A X、そういう電子申告ができますよ、それからコンビニ交付ができますよと、非常に便利なが書いてありまして、これを幸手市はやっていくのですよと言っています。そういうようなことをやれば市役所に来るのは少ない、それであれば立派な庁舎を建てる必要はない。私は先ほどのお金がかかるということと、それから、D Xをすれば分散庁舎がふさわしい、何も1つにまとめることはない、庁舎を建てることはない。今ある建物を使ってD Xで仕事をすればいい、そうすることによって建設費用は、どうしても必要だというところがあるかもしれないが、それ以外はD Xでカバーをする、そのような考え方はないのか、伺います。

○政策課長 庁舎の集約化、どこまで集約するのか、今のままの分散をどうするのかというところは基本計画の中で決めていくことなのですが、そこは基本計画を詰める段階で決めていきたいと思います。あとは、そのあたりのやり取りというのが、たしか審議会の中でもそういうご意見が出たときがありました。このD Xが進められている今、いろいろなところに分散してもいいのではないかというお話もあったりしたのですが、あまり分散し過ぎるのは、その目的によっても変わりますけれども、街づくりの観点からはあまり好ましくないというご意見もあったりしましたので、そのあたりは最終的にどこまで集約化していくのかというのは基本計画の中で最終的には考えていくべきものと考えてございます。

○坂本委員 庁舎をこの辺にするのだとか、そういう話が出る中で私が言いたいのは、庁舎は建てなくて今ある建物を利用すると、分散のままでD Xでうまくやっていくのだという考え方が今の皆さんの頭には考えがあるのかどうか、お聞きいたします。

○政策課長 こちらの本庁舎は、耐震性の結果があまりよくないということで、建て替えといたしますか、整備を進めるということで決定しているものです。その決定に基づいて基本構想を策定して今現在がありますので、庁舎の整備をしないという考えは今のところはございません。

○坂本委員 私も潰れそうなところをそのまま使いなさいよと言っているのではないですよ、

全然、それは直さなければいけないところは直すのだけれども、それ以外に新しい立派な庁舎を建てることは必要ない、お金をかける必要はないというふうなことを言っているだけなのです。それだけです。

○政策課長 その観点から申し上げますと、基本構想の45ページからになりますが、候補地の検証ということで、既存建物を使うのか、それとも建て替えまたは新築にするのかという検証をさせていただきます。その結果としまして、先ほどもご説明したところではあるのですが、50ページにその結果が記載してございますが、4候補地全てで建て替え、新築が有効であるという結果が出てございますので、私どもはこの基本構想に基づいて庁舎を整備していきたいと考えてございます。

○坂本委員 結論ですが、その考えには同意はできません。

○政策課長 あとは、今、アセットマネジメントの観点からも、今後、今の市の公共施設をこのまま維持していくことは人口減少の中なかなか難しくなっていくというところからの趣旨から考えても、やはり複合化をして延べ床面積を減らしていくという趣旨もございますので、そのあたりのバランスを考えながら検討していく必要があるのではないかと考えてございます。

○委員 長 続いて質疑のある方は。

○小泉委員 もう一回、すみません、申し訳ないです。しつこいようで申し訳ないのですが、整備候補地の検証の○とか△をつけられた方なのですが、議事録を拝見しますと、これは会長一人がつけられたものなののでしょうか。

○政策課長 幸手市在り方検討審議会の会長ということですか。

○小泉委員 そうです。

○政策課長 そういうことではございません。こちらの評価については、あくまでも先ほど

来申し上げております基本構想策定支援業務を委託しております専門業者、事業者がおりまして、その事業者というのはやはり専門的知識を持っているところですので、そういったところから提案を受けまして、市のほうで決定をしまして、それを審議会にかけていったと、審議会の中でいろいろな議論はありましたが、最終的にこちらの内容は妥当であるという答申をいただいたということなので、会長一人が決めたということは、それは決してないものでございます。

○小泉委員 議事録を拝見しますと、いろいろな委員からご意見が出ているわけですが、それに対して会長が言い訳のような答弁をされて、そのまま通っているわけですね。例えば、交通アクセスに関しては、国道4号と幸手インターチェンジとの距離に関して委員のほうから質疑が出ているわけですが、これに関してはそこだけ絶対評価ではなくて相対評価だから、幸手インターチェンジから例えばウェルス幸手に関しては近いのにもかかわらず○になっているのですよ。そこら辺は幸手インターチェンジからあんなに近いのに○にされていて、そこだけはなぜか相対評価だからという答弁がなされているわけですが、そこら辺がすごく違和感を感じるところでもありますし、この○とか△をつけられたときの経緯というか、そういったものの議事録というか、そういったものは存在しないのでしょうか。

○政策課長 幸手市庁舎の在り方検討審議会の議事録は、ホームページに上げさせていただいているとおりです。

○小泉委員 幸手市庁舎の在り方検討審議会の議事録には、○とか△をつける経緯は載っていないのですよ。これが出されたことに関して委員から、ここがなぜこうなっているのかという質問をされているだけにすぎないのですよ、多分、違います、載っていますか。

○政策課長 幸手市庁舎の在り方検討審議会のほうには、こちらは先ほどの繰り返しになってしまうのですが、この評価軸とか、△とか○とか◎とかというものは、委託業者の支援を受けて、最終的には市のほうで調整をしながら決めたわけなのですが、それを審議会のほうにかけていったわけです、これで妥当かどうかの。その

中で委員のほうから質問があればこちらで答えてというようなやり取りをしてございますので、結果的に審議会の記録というのはホームページに上がっているとおりなので、それでご覧いただくのが全てです。

○小泉委員 どうしてこれが○なのか、どうしてこれが△なのかというところを書いていなくて、もう出来上がって出されたものを委員がそれを確認して、ここがおかしいのではないかという指摘をされているやり取りは議事録には載っているのですが、どうしてそれがこの評価になっているのかというのがいま一つ見えないところなので、そこら辺をどのようにかして見える化はできないものなののでしょうか。

○政策課長 その評価の根拠については、52ページから表にしてございますが、候補地と評価軸の突き当たったところに書いてある文章がその根拠として考えていただければよろしいかなと思います。

○小泉委員 幸手市庁舎の在り方検討審議会で参加されている方に諮って、それが異議なしというのが、それが承認されたというお考えだけなのですか。

○政策課長 検討委員会、審議会については、当然のことながらこの基本構想をもんでいただく中で事務局のほうから説明はしてございます。説明はしてございまして、資料も配布はしてございます。その中で委員から質問があれば、真摯にお答えはして、修正すべきところは修正してというプロセスを経て今がありますので、ただ、事務局から出した案を異議なしということで承認してもらったのかということではありません。きちんと審議していただいた上で最終的にはこれで異議はないものとしてお答えをもらったという流れです。

○小泉委員 その委員になっている方々はどのぐらいの期間これを審査といいますか、どのぐらいの時間を費やしてそれを確認することができたのでしょうか。

○政策課長 そのあたりは内容が内容のものなので、少なくとも1週間前には委員のお手元に届くようには手配はしてございました。

○小泉委員 議事録を拝見すると、今回の委員会のこの構想に関しては、敷地だけのことを考慮するという書き方を、事務局の方の答弁の中に今回は敷地だけと書かれていたのですね。でも、敷地だけではなくて、駐車場のスペースだとか、そこら辺も実際に建てるのであれば重要ではないかと思うんですよ。そこら辺を敷地だけの考えで、もう候補地を絞ってしまうのかという部分がすごく不安なのですが、第4回の議事録を拝見すると、今回は敷地だけという書き方をされているのですよ。駐車場に関しての質問がなされたときに、今回は敷地だけですみたいなことを事務局のほうがおっしゃっているのですが、これは敷地だけの話なのにもう決定をこれで、今言ったこれが一番だからそれに絞ってしまうのかどうかというのはどうお考えでしょうか。

○政策課長 駐車場については、基本構想の中でも評価はしてございます。31ページからになりますが、駐車場の規模ということで必要面積というのは出させていただいています。その必要面積については、4候補地とも確保は可能ということで試算してございますので、特に問題はないものと考えてございます。

○小泉委員 広さの中に入っているということですね、了解です。

○委員長 続いて質疑のある方は。

○松田委員 多くのことが基本計画にある意味先送っている形での評価であったりとか、そういうところで私たちも今日いろいろな話を聞いていて、イメージとか像が全く浮かばないというか、みんなそれぞれ自分の、まだ持論の中でのイメージの中からご質問されているという感じがあるのです。そういう意味でいくと、私は恐らく市庁舎を建て替えるときに一番重要となるのはやはり事業費だと思うんです、まず考えないといけないのは。それは幸手市の財政推計の中で、約56億円という一応マックスの、今の時点ですが、この数字を100億円になるとかというような建設はまずできないという認識でいいのだと思うんです。それを思いますと、この55億8,700万円のうちの地方債が44億6,000万円、これはやはり将来の方

もご利用になるものですから、総合政策部長がおっしゃったかと思うんですが、やはり平準化というのは公平性というところでは起債は必要なものだと思います。その起債をするときに有利なものをどうやって見つけるかといったときには国の動向はすごく必要で、ある意味コンパクトシティというものがないと補助金がつかないよとか、そういう制限はきっとあるのだらうと思うんです。それがこの10年の間にどう変化するかというのは我々も分からないので判断の仕方が本当に難しいのですが、少なくとも地方債は44億6,000万円、それから、その他といたしまして、基金から10億円、一般財源としては1億1,800万円というこの計算をみんなでも、もちろん上下はするとは思いますが、ある程度合意した上でどこがいいのかとか、どんな機能をつけるのかという話をしていかないと、みんな像が結ばない中で、あそことかこことかと言っても何にどれだけのお金がかかるかというのが分からないので、このままこの話を続けていっても建設的な議論になりにくいのかなという気持ちがあります。

そうなると、今言った、それと、まちの顔として、街づくりの中で市役所が担っていく役割というのは今後どうなっていくのか。まちの顔は今の中心市街地なのか、それともインターのある幸手中央地区産業団地のほうなのかという、こういう大きな意味での街づくりの認識がみんな違くと、幾ら話をしていてもそれ以上にならないのかなという感じがしたので。今後テーマを絞るといいですか、どうせ夏までには幾らか絞っていかないといけないのですが、市のほうで今回こういうことを検討しようということがあったときに、そのテーマをこの特別委員会にも下ろしていただいて、それを我々も審議して、どういう形で考えていったらいいのかというのを、そういうふうに同じテーマで役所は役所のほうの視点から、議会は議会のほうの視点から協議をしていくという、そういうやり方にとするとさらに建設的に庁舎建設に向かっていけるのかなと思ったのです。

今、私が、ではウェルス幸手がいいじゃないかとか、既存のものを使ったほうがいいんじゃないかとか、現庁舎のところがいいだろうと言ったって、全く何の知識もない中で言っているだけなのです。先ほどもちょっと話がありましたが、エビデンスを持ってやっていくためには、漠然としたものでそういうことは深めていけないので、先ほども言ったように市のほうでこれからいろいろと仕様書を書くに当たりいろいろなものを検討していかれると思うんですが、そのテーマを

振っていただいてみんなで議論するという、そういう方法を提案したいなと思うんですが、委員長聞いてもいいでしょうか。いかがでしょうか。

○政策課長　今、事業費のお話がありました。事業費については大変重要なものですが、やはり事業費というのは庁舎の規模にもよるかと思います。その庁舎の規模ですとか、入れる機能というのは基本計画の中でもんでいくのですが、ではどっちが先なんだというその議論になってしまうと思うんです。やはり敷地から決めないと、そこから先に話が進んでいかないというのもございまして、他自治体の例を見ても基本構想ですとか基本計画に着手する前に敷地は決めております。そこから先でないと話が進まないの、なので他自治体の例を見てもそういったやり方で進めているという実情がございます。

あとは、事業費についても大変重要な項目なのですが、今回評価は大項目7項目でしておりますが、やはり事業費だけではなくいろいろな観点から、多角的な視点から見て高評価、バランスのよい敷地がやはり庁舎の整備地となるのかなとは考えておりまして、その中で整備敷地を決めて、お金のことについてはその中で安価で身の丈に合った高効率的なものを考えていきたいとは考えておりまして、あとは、この基本構想の評価については、今まで市民のアンケートですとか、審議会ですとか、そういったプロセスも踏まえて評価をし、優劣をつけておりますので、私どもとしてはこの基本構想の成果品というものを議員の皆様の方にもぜひ尊重していただきたいというふうは考えてございます。

○松田委員　おっしゃることはよく分かります。事業費ありきとは言っていません。ただ、我々としてない袖は振れないわけですよ。この間は何のために財政の推計、これを出していただいたかという、これもやはり庁舎がある程度固まってこない、ほかの大規模事業にしてもなかなか選定が難しいという説明もあり、それで、庁舎のほうがある程度固まった、まだまだ分からないですよ、だけれどもある程度固まったということでこれが出されているはずなのです。だから、我々としたらその範囲で、今のところですよ、何ができるのかというのを考えていかないといけないのだろうと。そういう中で先ほども言ったようにプロセスは大事です、それで専門家も入ってきちんとしてくださったと、これは私たちも尊重しないと

いけないと思うんだけど、ただこれだけ皆さんがまだイメージが湧かなくて、これに対して納得感がないというものを何とかして埋めていかないといけないわけではないですか。そういう中で、あれもこれもを足したり引いたりというのが、一応事業費としてこの金額の中で考えましょうという合意ぐらいはないと、みんなこれをやったらいいじゃないかととかというそんなの言っていたところでどうにもならないし、国の動向で先ほども言ったように44億円もの市債発行をして、それが裏づけのあるものをとろうと思ったら、国の動向なしにはいかないわけなのです。我々の夢としてやっていく部分と現実とをきちんと分けて、夢の部分は夢の部分で話をすればいいし、その現実の部分は現実の部分として私たちは受け入れていかないといけない、そういうことが議論できる、そういう素材を用意してもらいたいなと思うんです。

○政策課長 繰り返しになりますが、いろいろなプロセスを経て策定をした基本構想ですので、これを基に議員の皆様の今日の意見も踏まえながら、最終的には庁議のほうで決定していくのですが、やはり敷地が決定しないとその先には進んでいかない、その中で経費の面については財政シミュレーションも出させていただきましたが、いろいろな事業もございますので、その辺のバランスも考えながらこういったものにしていくのかというのは基本計画の中で検討させていただければと考えてございます。

○委員長 もう予定時間がオーバーしてございますので。それでは、本日の会議についてはいろいろとご質疑がされたわけですが、皆様からいただいた質疑の関係、今後の取扱い、特別委員会としてどのように進めていくべきかというところですが、また、今日の説明内容等からさらに質問のある委員の方々においては、議会事務局に質問書を送っていただくかまたはそうではなく再度こういう会を開くべきか、逆に議員の方々にお尋ねするところです。

○大平委員 話がもう少し具体的にってからの方がいいと思う。

○委員長 具体的に。

○大平委員 雲をつかむような問題が幾らでも結構あるから、きちんと裏づけのあるものを提案していただいて、これを審議という形にしていかないと、お互いに空中戦で終わっちゃっている。

○委員 長 ほかにございますか。

○藤沼委員 先ほど説明の中で、まずは場所をどうするか、そこが見えてこないと議論がしにくいという、前例踏襲の話なんかもあると思うんですが、そのとおりだと思うんです。今、話として出てくるのは、まず場所をどこにしたらよろしいでしょうかという中での審議会の議論とか、それを総体的にまとめたのをお配りした中で、私たちの意見としてもまずは場所を今幾つか候補地がありますが、どうするかというのをまずはまとめようとするのがそちらの政策課のところのまとめなのか、結論は、場所をどこにしたらいいか、そこにまず絞り込むという。

○政策課長 そうでございます。場所については、基本構想でいろいろな評価をして、最終的に現庁舎が一番高い評価となっておりますので、答申書のほうにもこれに基づいて早期に事業を進めるようにということがありますので、そのための評価というふうには考えてございますので、議員の皆様の意見も踏まえながら、この評価を基に決定をしていいかどうかというところをまとめていただきたいということです。

○藤沼委員 いろいろなところに視点がいつてしまうと、話が散らかっていて論点が絞れないのですよね。だから、まずは場所をどうするかという論点で、そこを集約して意見を取りまとめるということに絞るなら絞らないと、あまり窓口が広くて全体を議論してしまうと議論がまとまらないよね。だから、そこをもっと分かりやすく提案してもらったほうがいいのかな、まずは場所についてどうするのか、次回に。

○委員 長 藤沼委員、今日の趣旨ですが、調査報告書から基本構想ができ、たたき台はこ

ちらですね、候補地が4つ選定されたと、逆に今執行部は4つ候補地が選定されました、議会として評価点からは現庁舎という部分ではありますが、議会としてそこは一緒に考えていただきたいという思いもあると思います。また、特別委員会も設置されたという部分で、政策提言をしていくという議会側としてあると思うんですが。

○藤沼委員 候補地だけではなくて、庁舎全体に対しての議論とか、そういうのも含めて。

○委員長 今回は基本構想の中身です。その辺の取りまとめ的な部分は、逆に議員間の中でもっといろいろな話合いをもっと詰めなければいけない部分もあるのかなとも思います。ただ、今までの具体的な説明は今日初めてですので、こうした中で質疑がいろいろと交わされたわけですが、今後の進め方、逆に議員の方はどのように考えていらっしゃるか。

○大平委員 一回仕切って、特別委員会を別に設けてやったほうがいいんじゃない。

○委員長 今日はもうここで閉じさせていただきますので。次回に関しましては、また日程を調整した上で改めてご連絡させていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 延会を宣する。 (午後 零時10分)

幸手市役所庁舎整備調査特別委員会

委員長